

# 議会運営委員会会議録

(令和8年2月10日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年2月10日(火)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原 田 達 也	副委員長	鷹 野 正 志
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	金 繁 典 子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉 田 茂 生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 土 居 章 二 主幹 尾 川 美 保

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会運営に関する申合せ事項等の確認について
- (2) 議会基本条例の検証について
- (3) 令和8年度議会定例会開催予定(案)について
- (4) その他

開 会 10時00分  
閉 会 11時01分

○鷹野副委員長 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず最初に委員長挨拶をお願いします。

○原田委員長 皆さんおはようございます。このところ大変寒い日が続いておりますけど、今日は全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

今日の議会運営委員会なんですが、次第にありますように、引き続き議会運営に関する申合せ事項等の確認と、あと議会基本条例の検証について、皆さんから出していただいたんですが、この検証について今日は協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鷹野副委員長 ありがとうございます。それでは、これからの協議につきましては委員長の進行でお願いいたします。

○原田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。

1番の議会運営に関する申合せ事項等の確認について、事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、協議事項1、議会運営に関する申合せ事項等の確認についてのうち、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についてということで、現在、審査体制、第三者委員会の設置につきましては、愛媛県町村議会議長会事務局が、外部相談窓口設置に向けて現在調整いただいております。何度かこの委員会でも説明いたしました。外部相談窓口設置のみの調整ですので、各町村議会でハラスメントの認定、対象議員の対応を定めた例規等の制定が必要になってくるということで、現在皆様のほうで愛南町議会ハラスメント防止条例、前回の議員全員協議会のほうでこの条例の名称のほうを、愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例ということにさせていただくという御説明をしたと思うんですが、今、全議員の皆様は条例案の、現在の条例案を御提示しております。その後、条例の審査、法令審査の窓口である総務課のほうに、条例案のほうを審査依頼かけまして、現在、第一法規株式会社のほうで条例の内容を審査いただいております。

その審査をする段階で、総務課の法令、審査担当者のほうから、第一法規株式会社のほうにちょっと条例の内容に関する質問を投げかけております。机のほうに愛南町議会ハラスメント条例の制定に関する法制執務相談というペーパー、A4の縦長、両面刷りのものを配付させていただいております。現在どのような状況になっているか、総務課の質問に対する回答が昨日の正午前に総務課のほうから説明がありましたので、急遽、こちらの資料を総務課から提供いただき、皆様に御提示しております。こちらについては、条例の内容のうち、疑義がある項目について総務課担当者より第一法規株式会社のほうに相談を投げかけた回答になります。

資料のほうをちょっと読み上げさせていただきます。

まず、1の(1)ですね、第9条に規定する愛南町議会ハラスメント審査会について、議会は執行機関でないため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関を置くことができないのではないかと考えるが、この場合、ハラスメント審査会は附属機関以外として置くことができるのか、ということで、条例案の第11条第1項に諮問することを、同条第2項に答申することを規定しているため、附属機関であるかのように見える、執行部側にハラスメント条例はないため、ハラスメント審査会もない、ということで、まず第1の質問を投げかけております。

その回答が、その下段ですね、1の(1)についてという項目を御覧ください。

第一法規株式会社からの御回答は、附属機関以外として議会に審査会を置くことは可能です、この場合、執行部側の附属機関等がない組織となるため、議会経費の中から報酬を支払うこととなります、なお、附属機関として置くことも可能です、例えば三重県議会には条例により附属機関が置かれていますが、これは以前から議長の私的諮問機関が存在したため、条例で明文

化したことによるものです、議会は執行機関ではないものの、地方自治法には議会に附属機関を置くことを禁じている条文もないので、設置は可能であります、法に規定する議会の機能を鑑みると違和感があります、ということです。

また、上に上段に戻りまして、(2)の質問ですね、第13条第2項に審査会の報酬及び費用弁償の額を規定しているが、地方自治法第112条第1項の規定により、条例議案を提出できても予算については提出できないため、報酬等の額を議員提案の条例に規定することはできないのではないか、という質問に対する回答が、同じページの下段の1の(2)についての項目になります。

上記①の回答のとおり、議会経費から支出することで報酬を支払うことができますが、ハラスメント条例中に諮問、答申という文言があることで、附属機関であると誤認されるおそれがあります、これらの文言を別の表現に変更することが考えられます、また、報酬を議会費から支出するのであれば、ハラスメント条例中には議長が定める額を支払う、別に定める額を支払う、などの規定にとどめ、具体的な金額を記載することは避けるほうが無難です、となっております。

裏面を御覧ください。

その他の質疑応答といたしまして、問いの1、ハラスメント条例は議員間、議員と職員間のハラスメントに対し、勤務時間外に生じるものもその対象に含めていますが、勤務時間外に起こる事案まで公費を投じて解決する必要があるのかという質問に対する回答が、答申を受けることにどの程度実益があるのか、答申の結果にどの程度実効性があるのかを考えると、公費の支出に違和感を覚えますが、条例の前文に規定する議会の秩序及び信頼性を保全するために必要だと判断し、公費を支出することは可能です。

問いの2です。

申立て事案に対し、議長、審査会のいずれかがハラスメント認定をした場合、これに法的拘束力はないため、当該者には懲罰はできないと考えているが、そもそも認定に納得できない当事者が司法に訴えた場合、議長または審査会の判断とは違った判決が出される可能性がある、審査会はハラスメントの専門家で構成するようではあるが、事案の内容は千差万別であるため、常に正しい結論が導き出せるのか、また、ハラスメントの専門知識がない議会内で裁断行為に近い認定行為をしてよいのか疑問がある、ハラスメント防止の観点に立ち返り、申立てや相談には議会内で対応し、ハラスメントの可能性が高いと判断する場合は議長からの指導等を行う程度に済ませるほうがよいのではないかと、この質問に対する回答が、確かに裁判による認定結果が変わることはあり得ます、議会側がどうしたいのかにもよりますが、ハラスメントの事案に対し、調査し、認定し、何らかの処罰を加えるといった行為は、個々の議員の独立性を考えると、議会の統制権の範囲を超えているように見えます、この条例は条文にもあるように、議会の秩序及び信頼性を保全し、町民に信頼される議会の実現を目指すためのハラスメントの防止をうたうものですので、実益や実効性がないところに時間や経費を費やすよりも、ハラスメント防止の方法や議長の指導方針など、議会の自律権の範囲で規定することも考えられます、ということで下段に、ハラスメント防止条例ですので、いかにハラスメント行為を認定するのか、いかに加害者を処罰するのか、といった規定よりも、相談者や申立ての悩みを取り除くための方法に焦点を当て、将来に向けて加害者のハラスメント行為が行われぬよう取り組む内容としてはいかがでしょうか、ということで、昨日説明を受けました。

それを踏まえまして、ペーパーの資料、もう1枚、横長の分、議会におけるハラスメント防止対策事務フロー案ということで、こちらは、先般、松山市で開催されました愛媛県内の町議会事務局職員の研修資料の抜粋でございます。こちらは愛媛県町村議会議長会の事務局が資料として提示したものでございます。現在、このフローのうち、中央より若干左寄りの赤文字のところ、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識または経験を有する者(外部

相談窓口)を県の議長会事務局が今調整中でございます。これから右のところが、各町議会で御対応願いますということで、現在、ハラスメント防止条例の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

先ほどの総務課の、第一法規株式会社への質疑応答を踏まえたと、第三者委員会でのヒアリングとフローにあるところが、今の現状の条例案ではハラスメント審査会という第三者機関を置き、これはあくまで附属機関ではないですよと、諮問機関ですよということで、現在の案ではしているところでございますが、さっきの総務課の質問にあったように、諮問、答申という文言も使用しておりますので、附属機関と誤解される、解釈される可能性もございます。そちらについては、事務局のほうでさらにちょっと案を考えまして、例えば、有識者会議なんですよという位置づけでありますとか、弁護士、社会労務士その他専門的知見を有する者、有する方々に対して、当該事案の事実の整理、分析、事案解決に向けた専門的な助言を求めると、例えばそれが業務委託するのかどうか、専門的な意見を聞きますということにうたい直せば、こちらの分はクリアできるものと思っております。

ただ、さらに説明を受ける上で、ちょっと総務課から疑義というか、心配を投げかけられたのが、フロー図の中央より右寄り、ハラスメントの判定という、肌色のところがあります。こちらの分が、今の現行の条例案では、申立人の意向及び第三者審査会的な参考意見を踏まえて、それを最大限踏まえた上で議長がハラスメントの判定というか、倫理的な措置を講ずるよう勧告するという形でしているんですけど、その権限が議長にあるんでしょうかという疑義が投げかけられております。そちらにつきましては、愛媛県町村議会議長会事務局のほうに早速投げかけしております。まだ回答は返ってきておりません。私のほうも議員必携をちょっと引っ張り出しまして、議長の権限について改めてちょっと確認いたしました。

議員必携の議長の権限のページには、議場の秩序保持権、議事整理権、議会の事務統理権、裁決権、代表権、臨時会招集請求権、委員会への出席発言権ということで議長の権限は書かれておりますが、総務課が心配されている、こういったハラスメントの事案に対する、そういった認定をして、倫理上の措置を講ずる、勧告することが可能かどうかということは、やはり法令に基づいて条例に条文化しないと、法令違反等にもなりますので、そこは慎重に確認作業が必要ということで今、愛媛県町村議会議長会に投げかけをしております。

その分は投げかけをしているんですが、現在、先ほど説明いたしました、昨日総務課より回答いただいた、先ほど説明いたしましたその条例案に対する質疑応答を踏まえて、現在さらに条例案の見直しを昨日、午後からかけまして、条文の見直しをいたしました。これを踏まえて、また再度、第一法規株式会社のほうに条例の審査をかけられないかということで、総務課の担当に投げかけをいたしましたところ、結論から言うと、無理ですと。厳しいですと言われました。

というのが、年度末を控え、第一法規のほうの審査が立て込んでいるためなのか、それとも正規の3月定例会への上程予定のそういった議案に対する締切りにはちょっと、スケジュール的に難しいですっていう判断なのか、そこは確認取っておりませんが、私の投げかけに対する回答は昨日、そうございました。

確かに、現在お示ししている条例案から、疑義がありました、例えば倫理上の措置とか、その辺りの条文を、ちょっと見直しをかけて、審査会という文言を誤解の受けのないような表記に修正するとなると、今審査を出している条例案の条文よりも、内容は変わる条文がございます。改めて、多分、審査をかけないといけないのではないかと、電話でのやりとりだけでしたので、担当がそう判断したのかもしれませんが、一応現状としてはそういったこととなります。

事務局といたしましては、皆さんからの御意見を集約して、ようやく第一法規出版への審査に投げかけられるという状況まで持ってきました。ただ、現在、愛媛県内では上島町議会のみ

がこのハラスメントに関する条例の制定をしており、本町が2番目に条例制定に向けて現在検討中でございます。多分、上島、愛南町以外の残りの18市町ですかね、こちらの市町については、今後、今皆さんに検討いただいている愛南町のこの条例を参考に、愛南モデルを参考に、今後、条例制定に向けて取り組まれると思われまので、できるだけ早い条例制定を望まれるというのもよく分かりますが、事務局といたしましてはやはり法令、法律違反のことは条文化できませんので、そこは確認した上で、びしっとした愛南モデルを仕上げて、愛媛県内または全国のまだ未制定の自治体のモデルになるような条例制定を目指したいなと思っておりますので、皆様の御意見をお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○**原田委員長** ただいま事務局より説明がございました。この法制執務相談の回答等が、第一法規ですかね、から回答があったようなんですが、まだいろいろとこう、改正というか見直しが必要なのではないかと思えます。

これまたなるべく、議会としては3月定例に間に合わそうということやっておるんですけど、どうもいろいろと指摘事項がございましたので、また事務局のほうで、これはいろいろまとめていただいて、それからまた議運に諮り、検討していったらどうかなと思うんですが、そういう方向でいいですかね。事務局、それでいいですか。

土居事務局長。

○**土居事務局長** ありがとうございます。委員長より今、御提案がございました。

できる限り3月定例会での上程を目指したいところでありますが、先ほど私が説明したように、私が総務に投げかけたらこういう状況でございましたので、改めて、議長のほうから総務課長なりに御相談いただいたほうがよろしいかなと。

それを踏まえて、現状を分析して、難しいということであれば致し方ないんですが、結構御指摘いただいた、疑義が入った項目によって、条例案も、削除したり、更正し直したりっていうところことができましたので、それが間に合うのであれば、それが一番ベストではあるんですけど、いや、さらなる調整が必要ということであれば、正直なところ3月定例会での上程は難しいのではないかと、事務局では考えております。

先ほど私が御説明いたしましたように、やはり、愛南モデルとして県内未制定の市町議会、参考にされると思えますので、そこは慎重にやりつつも、スピード感も持ってというところがあるんですが、やはり内容についてはかなり注目されておりますので、そこは慎重にさせていただいたと思います。

以上です。

○**原田委員長** ということなんですが、御意見ございませんか。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** やはりこの、このA4の横長の部分の認定、不認定のところ、っていうのはちょっと慎重にいったほうがいいんじゃないかなと。やはり、法律に違反すれば元も子ないので、ただ、3月議会での上程っていうのは取りあえず崩さず、最終日にできればしたいなと思えます。

で、さっき事務局長が言ったように、議長にもう一度総務課にお願いしてもらって、その上で、会期中の2回目の議運で最終判断というところでもいいんじゃないかなと思うんですが。

○**原田委員長** ほかに御意見ございませんか。

尾崎委員。

○**尾崎委員** 一点ちょっと確認なんですけれども、この愛南町議会ハラスメント審査会ですね、これ、附属機関として議会の審査を置くことも可能であり、また置かなくても、附属機関以外でも構わんと、どちらでもいいということ、捉え方しておるんですけれども、現状今ある案の、この第9条の、議長は、もろもろのところですね、今、検討中の議会ハラスメント防止条例の

9条が今入つとる状態、これは、愛南町議会ハラスメント審査会は附属機関として置いておるといふ状態で今、示されとるんですかね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 尾崎委員の御質問にお答えします。

現在、総務課のほうに審査を出しているのは、尾崎委員がおっしゃられた、第9条のところ  
に審査会を置いた状況での条例案を示しております。それを第一法規に審査をかけるときに総  
務課の担当者が、先ほど説明いたしました法制執務相談を投げかけています。

確かに、回答があったように置くことはできますと。ただ、諮問、答申という文言を活用し  
ていることと、解釈によっては附属機関に取れる、置くことはできるけど、何ていうんですか  
ね、置くことはできるけど、あんまり何か、こう、明確というか、釈然としないというような  
回答やったので、そういった審査会という文言は使わずに、そういった専門家の意見を、先ほ  
ど私がちょっと、修正案を説明させていただきましたが、そういった文言に、さらに念を押し  
て、条文を組み直すということも可能ではないかというふうに今考えております。その組み直  
した分はまだ総務には示しておりませんので、つくったんだけど、審査、再審査可能ですかと  
いうことで電話でのちょっと御依頼しかしておりませんので、私が昨日午後、考え直した、審  
査会という文言を使わないで作り直した分はまだ総務にはお示ししていない状況です。

以上です。

○原田委員長 ほかに。

金繁委員。

○金繁委員 事務局のほうで本当にね、このハラスメント防止条例、集中的に、相当のエネルギー  
と時間を使って、調査して、つくっていただいて、改めて本当に感謝しています。

今の段階で分かってきたことを、先ほど嘉喜山議員がおっしゃったように、判定のところ  
で議長の権限が法令に違反しないかという、本当に大きなこともありますし、また、この、今日  
頂いた法制執務相談の裏側の一番最後に赤字で書いていただいています、やっぱりここが私は  
一番大事だと思っていまして、ハラスメント防止条例ですので、いかにハラスメント行為を認  
定するか、加害者を処罰するのかというよりも、本当に大事なのは、相談者や申立者の悩みを  
取り除くための方法に焦点を当てて、将来に向けて、加害者のハラスメント行為が行われな  
いように取り組む内容としていきたいと、私は本当にここが大事だと思いますので、やっぱり一  
度落ち着いて、いいものを、早くよりも、いいものをつくったほうがいいと思います。

3月議会の最終日にできるのかというと、私、結構、3月議会って予算というね、本当に年  
の、一年間の中で一番重い議会で、もう来週20日には執行部から3月議会に出される予算か  
ら様々な議案が出され、もう、事務局はもう3月の議会に向けて、もう全力でやらないといけ  
ない状況になると思いますので、こことその、この条例が重なるっていうのは、3人の事務局  
では本当に厳しいんじゃないかと思っておりますので、私としては今回の3月議会は見送って、6月  
を目指して本当にいいものをつくってはどうかと思います。

以上です。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 法令に違反するおそれのある、疑義が出た場合は、もうそれは完璧に修正なりクリア  
していかんと、一生懸命つくって、ここまで議論して、できたものが、いざ議決して、これは  
ちょっとまずかったなっていうようなことが出てきたときにはもう大変なことになるので、そ  
れは慎重に、やっぱり疑義があるものは全てクリアした上で、議案として出す、議会にかける  
っていうのが鉄則だと思います。

そうかというて、先延ばし先延ばしっていうのもこれまた、考えものがあるので、そこは難  
しいとこですけど、もう、ほぼ、まあ完璧なものはないんですが、もうほぼ完璧な、法令にも、  
法令に対しても全てに対してほぼ完璧だなど、結論が出る条例にしていくのがいいと思います。

ただ、目標を定めていくっていうのは大事なことで、それは、できれば3月議会にかけるっていう目標でありながら、慎重に検討を重ねていくということが大切だと思います。

以上です。

○原田委員長 ほかに御意見ございませんか。

ないようですので、じゃあ、これは一応また事務局で、法令等のまた、違反があったらいけませんので、いろいろ審査していただいて、完璧なものをつくるということで、まあなるべく早い段階のほうがいいんですけど、これはじっくり慎重に検討をしていくということで、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 そしたら事務局、それでいいですかね。

○土居事務局長 はい。

○原田委員長 続いて、2番。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 議長は、総務課にはお願いしてもらおうということでいいですよ。

○原田委員長 議長、その段取り……

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

(発言する者あり)

○原田委員長 いや、もう、いや、これはじっくりと。

(発言する者あり)

○原田委員長 ちょっと、挙手して。

(発言する者あり)

○原田委員長 休憩していないよ。

(「休憩をお願いします」と言う者あり)

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

○原田委員長 はい。暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それではまた、これは議長のほうから、お願いをしていただくということで、よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあ続いて、2番の議会基本条例の検証についてを協議いたします。

事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、2、議会基本条例の検証について説明させていただきます。

サイドブックの議会資料1の、愛南町議会基本条例評価集計表を御覧ください。

1月30日締切りで、議長を除きます議員全員の皆様に御提出をいただいております。この集計表につきましては、議員13名の評価等を集計し、記載しているものです。評価点につきましては、平均値の小数点第2位を四捨五入しております。

続いて、議会資料2のほうを御覧ください。

こちらのほうが、議会資料2の中で、赤字で書いている項目がございます。評価内容につきましては、集計表の評価点をそのまま記載しております。

続いて現況及び取組状況等につきましては、実績を事務局で記載させていただいております。

続いて評価理由と今後の取組(検討事項)につきましては、先ほどの集計表のほうから、事前に事務局のほうである程度意見を集約したものを記載させていただいております。評価点については変更できませんが、評価理由と今後の取組につきまして、この議会運営委員会の中で

検証作業をお願いいたします。

以上です。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がございました。この中でその評価理由と今後の取組、これにつきまして、この議運のほうで検証をとということなんですが、皆さん大体目を通されと思うんですが、何か御意見等はございませんかね。これでよろしいでしょうか。

金繁委員。

○金繁委員 どうもまとめていただいてありがとうございます。今後の取組なんですけれども、こうしてはどうかっていう提案ですとか、いくつか出ていたと思います。取り組むところにまとめていただいてはいるんですけれども、元の評価シートで省いたものっていうのはもう全然ないですかね。全部ここに網羅されているんですかね、例えばA I活用とか、研修、研修会はまあ一部入っていますけど、どうですかね。

○原田委員長 尾川補佐。

○尾川主幹 多少漏れているところはあるかとは思いますが、言っていて、追加したほうがいいものを追加していきたいなどは考えております。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 そうですね、一応まあ提案として出てきたものを、この評価シートに載せるかどうか、検証シートに載せるかどうかとは別として、一応アクションプランというか、ごめんなさい、提案として、一応網羅的に出してから、それに取り組むかどうか、議会でやるかどうかっていうのを決めていったほうがいいのかと思います。

複数の議員が考えたり提案しているものとかもあると思いますので、ぜひ研修とか、A I活用とかについては、ここで決めるのがいいのか全協で話し合うのがいいのか、あれですけど、ぜひ前に進めるように、はい、できたらと思います。

○原田委員長 それ、金繁委員、今後の取組ですかね、それは。

○金繁委員 そうですね、はい。

○原田委員長 の中で。うん。

どうですか事務局、それは。例えばその、どういう内容を追加したらいいのかという、それはある程度、一応出していただかないと。

尾崎委員。

○尾崎委員 資料1の、議員評価集計シートの、ページ打つとるんですけど11ページに、ナンバー12の1番、今後の取組ということで、A Iの積極的活用による事業・業務の能力の強化、効率化の実施っていうのが一つ入っている、この辺りを捉えてのことじゃないかと思います。

○原田委員長 今、尾崎委員より指摘がございましたが、どうでしょうかね。

尾川補佐。

○尾川主幹 先ほどの、A Iの積極的活用による事業・業務の能力の強化、効率化の実施っていうのは、評価シートのほうの、評価の資料2のほうの、4のところに入れさせていただくようにしたのでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 今、尾川補佐よりありましたが、そこでよろしいですかね、今の。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。この、今後の取組について、列挙した、書き出したものについて、議会として今後どういうふうに進めていくのか。この中から幾つかを抽出して進めていくのか、それとも、一応全部について検討するのも、ある程度決めておいたほうがいいのかと思うんですけど。

○原田委員長 今の金繁委員の指摘なんですけど、これは、今まで議運のほうでそれはやっておった

んですかね。そういう、議会として取り組むというのは。どうやったね。ちょっとそこやっていないと。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これ全部載せるいうても、ちょっと、本当の意見的なものもあるし、全部載せるわけにはいかない。

で、この中で取捨選択するとなったら、もう議運に任せてもらえるのであればできるけど。それとさっきのA Iについては、同じページの11ページの1番、ナンバー9のこの、例えば、議員の専門知識取得、議員活動の効率化のため他議会の先進事例のような導入検討を行うとか、そういった書き方のほうが私はいいように思います。ちょっと、12番の表現はちょっと、ちょっと違和感があります。

以上です。

○原田委員長 ほかに何か御意見ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 私も全部変えてほしいということではないんですけど、一応出てきた、各議員から出てきた課題とか提案を、じゃあ議会としてどう解決して、前に進めていくかっていうことを決めたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、それをするのはここがいいのか、全協がいいのか分からないですけど、課題を抽出して、進めることを決めてはどうかというのが提案です。

○原田委員長 今、金繁委員よりそういった意見なんですけど、これは、議運としては今までたしかやっていなかったんじゃないかと思ひますけど、新たにこういった方向で行くのか。どうしましょうかね、これ。一応これは皆さんの御意見なので、ここの。

金繁委員。

○金繁委員 分かりました。じゃあ提案なんですけど、これ全協でも共有しますよね。そのときに、例えば、各議員さんに、議会でこの課題解決、取組を取り上げてほしいものを提案していただいて、それについて話し合っって進めるってというのはどうですかね。

○原田委員長 どうですか、今の意見に対して。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やはり議員各人の意見を無視するのもちよっとどうかなと思ひるので、あらかじめ示した上で、全協を開催する前に示して、意見を集約してほしいということを伝えてはいかがですか。

○原田委員長 今、嘉喜山委員よりそういった意見がございましたが、どうでしょうか。

ほかにありませんか、御意見は。

尾崎委員。

○尾崎委員 今、嘉喜山議員がおっしゃったやり方で私はいいと思ひます。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 同じく、いいと思ひます。それと、もう一つ、一つ前のA Iの関係で、嘉喜山議員が提案された記載のほうが、幅があるかなと思ひます。他議会の先進事例のように云々っていう表現のほうが、幅があるかなと考えます。

以上です。

○原田委員長 それでは、皆さんそういった意見が多いんですけど、全協でこれまた一応提示して、どうするか諮ってもらいましょうかね。それでいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 すいません、それと、私書いた、3ページの、議長の中立性・公平性について、議員全員が共有できる研修を行ってはどうかって書いてあるんですけど、この内容に変わりはないんですけど、前回の議運で、私が引用した情報が、小金井市でこういう決まりがあるようす

って言ったんですけれども、何か事務局としては、結局把握はされていないというか、議長が決まる前にそういう決まりをつくったらってという話合いがあって、その後どうなったかっていうのは、向こうのですよ、向こうの事務局は把握していないということだったので、私が決まりがあるようだ、あるって言ったと思うんですけど、そこは訂正をさせてください。

で、この内容についてはこのままで、ぜひ議員全員が共有できるような研修の機会を持ってほしいと考えています。

以上です。

○原田委員長 今、金繁委員より訂正ということで、事務局それでよろしいですか。

(発言する者あり)

○原田委員長 いや、この文言を訂正じゃないの。

(発言する者あり)

○原田委員長 はい、分かりました。はいはい。

ほかに。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 事務局が規程みたいなものを、案をつくったけど、それはどうするんでしょうかね。私としては、あそこまで細かいものは要らないと思っていますし、それぞれが自覚しておればいい話じゃないかなと思っています。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 繰り返しになるかもしれないんですけど、私もガイドライン、何もかも、何が何でもつくるべきとは考えていなくて、ただその、議長の中立性とは何か、でこの前その、各議員の倫理規程もつukらないといけないねっていう話もあったので、その2つについて、提案ですけど、例えば県の議長会なり、みんなで学んで、共有、共通の認識が共有できるようにした上で、倫理規程に結びつけていくとか、ある程度の中立性の、明文のものをつくるかどうかは別として、こういうことのために、中立性の意義があって、こういうことはまあ控えたほうがいいんだねっていうぐらいの共通の認識を持てるようにしたらどうかなあとと思います。

○原田委員長 どうでしょうかね、今の意見。議長の権限ですよ。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 研修程度でいいと思います。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 私も、ガイドラインということできっちり定めるのではなくて、ああいった内容を研修として、みんなが共有認識をして、以降、やっぱり議員活動していけばいいと思います。で、将来的にやっぱり倫理規程というのは必要だと思うので、それに向けてまた協議して、進めていければと思います。

○原田委員長 ほかどうですか。

池田委員。

○池田委員 まず研修でみんなの知識を向上させて、それからの話でいいと思います。まず研修してみんなの意識を高めるということで。

○原田委員長 鷹野副委員長、それでよろしいですか。

○鷹野副委員長 はい。同意見です。

○原田委員長 分かりました。じゃあそのようにしていきますので。

ほかに、この件ではありませんかね。

(「はい、大丈夫です」と言う者あり)

○原田委員長 ないようでしたら、続いて3番の、令和8年度議会定例会開催予定案について、事務局より説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、協議事項3、令和8年度議会定例会開催予定案について説明いたします。サイドブックの議会資料3を御覧ください。

こちらにつきましては、令和8年度における定例会等の開催予定の案を提示しております。ベースといたしましては、案の右側にあります、令和7年度の実績を踏まえて、令和8年度の案を作成しているところでございますが、現在、申合せの検討をいただいております、予算・決算の常任委員会、特別委員会委員に係る、9月定例会の初日と最終日を見ていただくと分かるんですが、今年度と比べて9月定例会を1週間延ばさせていただいております。といいますのも、9月議会では決算認定のほうがございます。今までは決算勉強会という形で、今年度でいうと9月3日、初日の9月12日、最終日ということでございますが、決算の、常任委員会になるか特別委員会になるかは今後の検討によると思いますが、そうなった場合に、やり方についてはこれから皆さんと一緒に学んでいきますが、委員長報告をまとめる必要がございますので、今、暫定的に会期のほうを1週間今年度より延ばさせていただいております。

3月定例会につきましては、現状におきましても、会期のほうは長めになっておりますので、こちらについては、あえて、今年度と同様の会期案としております。

その点が主な変更点でございます。皆さんの御意見をお聞かせ願えたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 今、事務局より説明がございましたが、御意見ございませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 3月と9月は分かるんですけど、12月についても、そういう方向なので、やはり1週間延ばす予定のほうが私はいいんじゃないかなと思うんですけど。

○原田委員長 はい。今、12月かな。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 補正予算も特別委員会で審査するというを前提にしていますので、条例も含めて、そういう意味合いで意見を述べました。

○原田委員長 なるほど。うん。特別。

ほかに御意見ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 私も、今、補正予算が全く議員間で話されないまま、当日、本会議に臨むっていうのがすごく、議員として不十分じゃないかな、自分ができているのかなっていう不安がありますので、しっかりと議員間で討議した上で本会議に臨めたらと思います。

特別委員会にするにしろ、定例会にするにしろ、やっぱり14人というこの愛南町議会の規模で、どういう、何人の、全員でやるのか、総務、産経に分けてやるのか、どういうものかいいのかっていうのは、近いところの議会を見て、話し合ってみようということなんですけれども、やっぱりしっかりとその委員会を、予算・決算で設けることの意義とか、やっぱり専門家の話を聞くなり、もしくは、今度、来年度は議会全体としての研修費も取っているの、そこでしっかりと学びに行くとか、してからがいいのではないかなと思います。

少なくとも専門家からしっかりと研修を受けて、規模とか、内容について、みんなで話して決めたいと考えます。

以上です。

○原田委員長 12月についても、あれですかね、最終日、1週間延ばしたらどうかという。これ事務局、これ今、今日決めんといけんのかな、この日程は。

土居事務局長。

○土居事務局長 今日、最終決定じゃなくてもいいです。今のところ事務局で考えていましたのは、9月議会の決算、3月議会の次年度の当初予算を考えていたんですが、嘉喜山委員がおっしゃられたように12月での、まあ例えば12月補正の審議もということであれば、そこはちょっと

とスケジュール再調整は可能だと思います。

イメージといたしましては、常任委員会になるのか特別委員会になるのか分かりませんが、6月定例会で条例の改正を上程いたしましたので、9月議会の決算からそういった形が取れればいいかなというふうに事務局では考えております。

以上です。

○原田委員長 9月議会からということで、その予定なんですけど、9月議会はもうこの日程でよろしいですか。いいですかね、これで。そしてまあ12月についてはまた、今後検討すると。じゃあそういうことで、よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 日程については、もうこれで、事務局これでいいですか。

○土居事務局長 はい。

○原田委員長 じゃあ続いて、4番のその他なんですけど、事務局より何かございますか。  
土居事務局長。

○土居事務局長 それではその他といたしまして、2月15日に開催予定の報告会ですね、こちらの議員の皆様への通知は、議員派遣ではございませんが、議長名で通知をさせていただいたの  
でよろしいかどうかという確認をさせていただいたらと思います。よろしくお願ひします。

○原田委員長 どうですかね、議長名で。それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにお願いいたします。  
金繁委員。

○金繁委員 はい、すいません。確認させてください。告知について、この前全協で話したんですけど、ケーブルテレビとかはあのとき出なかったんですけど、私は忘れていて、ケーブルテレビのほうはしていただけますでしょうか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 金繁委員から今御質問があったケーブルテレビのCMをもう既に打っています。  
大丈夫です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 もう一つ、備忘録としてなんですけど。ありがとうございます。この15日、結構町のほうの、執行部のほうの催物が重なっていて、午前も午後も。3つぐらいあるんですよ。それで、1時からもあるし3時からもあるって町民の方から聞いたんですけど。なので、行けないじゃないってお叱りも受けたんですけど、今回はもうね、仕方がないので、すいません私も気づかずに。次回からぜひ、それもチェックして日程を決められるように。今回すごい急いでいたのでね、それも余裕がなかったんですけど、備忘録として残しておきます。よろしくお願ひします。

○原田委員長 ほかにございませんか。

じゃあ、いいかな。

土居事務局長。

○土居事務局長 長時間にわたりありがとうございます。一応念のため、一番最初の協議事項で説明いたしました、愛南町議会のハラスメント防止等に関する条例の案ですが、説明しましたように、昨日の正午前に説明を受けて、昨日の午後、半日でつくり上げたものはありますが、正直なところ精度はそんなに高くないものと思っております。

一応、審査をかけるにしても、今、総務課からの説明を受けて、こういう案をつくりましたよというのは皆様に共有させていただいて、これでいいかどうかというのはちょっと御意見を承りたいと思いますので、またサイドボックスにでも掲載させていただきます。もしかしたら私の解釈誤りで、ちょっと違っていたりする可能性もありますので、そこの辺りはちょっと慎重に

させていただいたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長　じゃあこれで終了いたします。

じゃあ副委員長。

○鷹野副委員長　長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長